



## 西脇京都府知事に要望書を提出

令和3年7月、丹後地方商工団体連絡協議会として濱野会長が出席し、西脇京都府知事に要望書を提出いたしました。新型コロナウイルス対策、国道178号の強靱化、商工観光振興施策について意見交換を行いました。

### ○ 要望内容 ○

- 中小企業・小規模事業への事業継続支援
- 国道178号(宮津市日置地区～伊根町)強靱化対策促進
- 大学入学共通テストの丹後会場の設置
- 丹後歴史文化博物館(仮称)の整備促進
- 京都府立医科大学附属北部医療センターの整備促進
- 山陰近畿自動車道(京丹後大宮IC～兵庫県豊岡市)の早期整備 など



左より、足立会長(与謝野)、行待会長(京丹後)、今井会頭(宮津)、西脇京都府知事、濱野会長(伊根)、中島府議、森口府議

## 問題解決につながる 個別経営相談会

相談  
無料



相談日(全4日)

第1日 7月23日(水) **終了** 第2日 8月23日(月) **終了**

第3日 9月28日(火) 第4日 10月28日(木)

相談時間(約60分) 上記相談日の ① 13:30～ ② 14:30～

まずは、相談日時のご予約をお願いします。

相談場所 伊根町商工会館 相談室

相談内容

※感染防止処置を講じます

中小企業診断士と対面による相談  
(ステップとして、専門家派遣につながる事もできます。)

経営相談、融資、補助金、IT導入、事業承継、  
各種制度説明、新型コロナウイルス感染拡大  
による影響に係る相談など

伊根町商工会 TEL 0772-32-0302

## 事業者の方へ 消費税インボイス制度

### 令和3年10月1日から 登録申請書受付開始



令和5年10月1日から「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」が導入されます。適格請求書発行事業者(登録事業者)のみが適格請求書(インボイス)を交付することができます。

【インボイスってナニ?】売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税等を伝えるものです。  
※現行の「区分記載請求書」に「登録番号」「適用税率」及び「消費税額等」の記載が追加されたもの

登録申請書の受付開始

インボイス制度の導入

令和3年10月1日 令和5年3月31日 令和5年10月1日

登録申請書は、令和3年10月1日から提出が可能です。

令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則として、令和5年3月31日までに登録申請書を提出する必要があります。

<区分記載請求書(現行)> ~令和5年9月

請求書	請求書
○年額月分	○年額月分
年月日 割りばし 550円	年月日 割りばし 550円
年月日 牛 肉 ※ 5,400円	年月日 牛 肉 ※ 5,400円
合計 43,600円	合計 43,600円
(10%対象 22,000円)	(10%対象 22,000円)
(8%対象 21,600円)	(8%対象 21,600円)
※は軽減税率対象	※は軽減税率対象

- 請求書発行事業者の氏名又は名称
- 取引年月日
- 取引内容(軽減税率の対象品目である旨)
- 税率ごとに区分して合計した対価の額
- 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

<インボイス> 令和5年10月~

請求書	請求書
○年額月分	○年額月分
年月日 割りばし 550円	年月日 割りばし 550円
年月日 牛 肉 ※ 5,400円	年月日 牛 肉 ※ 5,400円
合計 43,600円	合計 43,600円
10%対象 22,000円 内税 2,000円	10%対象 22,000円 内税 2,000円
8%対象 21,600円 内税 1,600円	8%対象 21,600円 内税 1,600円
※は軽減税率対象	※は軽減税率対象

区分記載請求書に以下の事項が追加されたもの  
●登録番号(課税事業者のみ登録可)  
●適用税率  
●税率ごとに区分した消費税額等

【インボイス制度ってナニ?】  
■売手である登録事業者は、買手である取引相手(課税事業者)から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません(また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります)  
■買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手(売手)である登録業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要となります。

**登録申請は e-Tax**  
をご利用頂くと手続きがスムーズです  
個人事業者の方はスマートフォンからでも申請できます。

●インボイス制度に関する一般的なご相談は、専用ダイヤルで受け付けております。

【専用ダイヤル】(無料)  
0120-205-553  
9:00~17:00(土日祝除く)

